

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額を納入する際、関東各都県及び山梨県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、当市の取扱局として指定しなければなりません。右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、当初納入するときに、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度利用の指定郵便局等は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

年 月 日

ゆうちょ銀行店長様
郵便局長

高 崎 市 長

郵便局指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を本市の市県民税・森林環境税（特別徴収税額）納入取扱局に指定したので通知します。

1 認可番号	貯業2第82号
2 口座番号	00190-7-960243
3 加入者名	高崎市会計管理者
4 取りまとめ店	東京貯金事務センター